

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

公 告
公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の4第1項の規定による消防用設備等の設置命令を行ったため、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和2年2月13日

静岡市消防長 村 田 吉 伸

1 消防対象物

所在地 静岡市駿河区用宗小石町4番20号

名 称 株式会社佐野製材所 南工場

用 途 作業場(消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(12)項イ)

2 命令を受けた者

住 所 静岡市駿河区用宗小石町4番20号

名 称 株式会社佐野製材所 代表取締役 佐野賢輔

3 命令事項

令和2年6月12日までに、消防法施行令第11条に定める技術上の基準に従い、上記対象物に屋内消火栓設備を設置すること。